パブリックコメント実施後の主な変更点

該当	該当頁	変更内容	変更理由
全体	-	・「子ども」表記を「こども」に変更	・こども基本法(令和4年法律第77号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が計られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。これを受け、表記を「こども」に変更。
	_	・文言や体裁の変更	・「施策の方向性」の最後に写真を挿入しているところだが、スペースが十分でない部分は前段との関連性のない文章と写真に見え、誤解を生じてしまうためスペースの追加。 ・全体を通して文言の統一、写真の出典部分の変更等。
巻頭	区長挨拶	・区長挨拶を最終挿入	_
第3章	44 頁	・3.1.1 大田区基本構想、3.1.2 新おおた重点プログラムの内容の変更 「2040 年ごろ(令和 22 年ごろ)の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げている。」 心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区 これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくります。	・大田区基本構想が令和6年3月に改定予定のため、それに伴い記載内容の変更。 (12月25日時点で企画課へ確認済だが、12月26日~1月15日までのパブコメ後に修正がある可能性もある)

		また、こどもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、	
		未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくりま	
		す。	
		日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれ	
		るまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく	
		笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。	
第5章	79 頁	・暮 1.3.4 生活道路の整備内で、「通学路については安	・パブコメの意見で、「どのような安全対策を推進してい
	(91 頁, 122 頁, 130 頁は再掲)	全対策を推進する」を「通学路については、路面標	くのか、具体的な事例を追記してほしい」旨の要望が
		示、看板の設置、防護柵、見守り人員の増員検討等の	あったため、関係課と調整の上、左記のとおり変更。
		安全対策を推進する。」に変更	
参考	162 頁	・「暮2.2.2子育て世帯のためのタクシーによる公共的	・コロナ禍でのタクシーチケット交付実績より健康政策
	主な関連部署一覧	なサービスの利用促進」の関連部署にこども家庭部を	部のみを対象としていたが、こども家庭部も対象とな
		追加	るため。